

現状

(設置目的)

都内看護人材の計画的かつ安定的な確保を図るため、看護人材確保対策に係る検討を行う。

(協議内容)

看護人材確保対策に関する事項その他必要な事項

(構成)

関係団体代表 3名
学識経験者 3名
医療機関代表 5名

(設置の経緯)

今後の医療需要の増大に伴い、特に都内においては、より一層の看護人材の確保が求められることが予想されることから、都内の看護人材確保対策をこれまで以上に推進するため、「東京都看護職員需給見通し策定検討会」を衣替えする形で平成28年度に設置

(これまでの検討状況)

定着・再就業を中心とする看護人材確保策を検討し、事業化につなげてきた。

年度	開催日時	内 容
平成28年度	第1回 H29.3.24	(議事) 都内看護職を取り巻く現状・課題及び今後の施策の方向性について
平成29年度	第1回 H29.6.26	(議事) 都内看護人材確保に係る今後の施策について
	第2回 H29.8.17	(議事) 都内看護人材確保に係る今後の取組について (報告) 東京都保健医療計画骨子案について
	第3回 H30.3.8	(議事) 東京都看護人材実態調査について 看護人材定着促進について (報告) 東京都保健医療計画(第六次改定)(案)について 平成30年度 都における看護人材確保対策について
平成30年度	第1回 H30.5.22	(議事) 平成30年度 会議スケジュール(案)について 東京都看護人材実態調査について 看護職員確保対策について (報告) 東京都保健医療計画(第六次改定)について

課題及び今後の方向性

<背景>

- 働き方関連法案の成立
 - 医師・看護師等医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の充実が必要
 - 医師の働き方改革に関する検討会の最終報告が今年度末に出される予定
- 地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、国において、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の検討を開始
 - 看護基礎教育検討会の報告が2019年夏頃出される予定
 - 2022年に看護基礎教育カリキュラムが改正予定

<課題>

○看護人材確保対策

これまでは定着対策、再就業対策を中心に検討してきたが、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な看護を実現するためには、看護人材確保対策の3本柱の一つである「養成」に係る検討も必要

○医療従事者確保対策

多職種連携がもためられている中、看護職等の確保対策等について、医師、看護職それぞれ個別の協議会等(※)で検討しており、総合的に議論する場がない。
(※ 地域医療対策協議会、看護人材確保対策会議、医療勤務環境改善支援センター運営協議会等)

○「養成」、「定着」、「再就業」を一体的に検討することにより看護人材確保対策を充実強化

○今後、医療従事者の働き方改革を進めるため、多職種連携のあり方を総合的に検討することが必要